

# 定 款

一般社団法人北海道産炭地域振興センター

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道産炭地域振興センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を北海道釧路市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道内の産炭地域における企業の導入及び育成並びに新産業創造等に係る取組みを推進するとともに、石炭鉱業の構造調整に即応した地域振興対策等を講じることにより、自立的な経済・社会システムの構築を図り、産炭地域の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 産炭地域投資育成事業

ア 産炭地域に株式会社を設立しようとするものが発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有に関する事業

イ 産炭地域に立地し、又は立地しようとする株式会社が発行する新株の引受け及び当該引受けに係る株式の保有に関する事業

(2) 空知産炭地域（芦別市、赤平市、歌志内市、三笠市、夕張市、上砂川町）振興事業

新産業創造等事業

(ア) 新たな産業の創造に資する事業

(イ) 新たな産業の創造に関連する産業基盤整備に資する事業

(ウ) 企業の経営、技術等に関する指導及び相談事業

(エ) その他新たな産業の創造上必要な事業

(3) 釧路産炭地域（釧路市、釧路町、厚岸町、白糠町、浦幌町）振興事業  
新産業創造等事業

(ア) 新たな産業の創造に資する事業

(イ) 新たな産業の創造に関連する産業基盤整備に資する事業

(ウ) 企業の経営、技術等に関する指導及び相談事業

(エ) その他新たな産業の創造上必要な事業

(業務方法書)

第5条 前条の事業の適正な運営を図るため、業務方法書を定めるものとする。

2 業務方法書の変更は、北海道知事に届け出るものとする。

### 第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して出資した者

(2) 特別会員 この法人の事業を賛助しようとする者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、書面でその旨を届け出すことにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 当該会員が解散したとき。

## 第4章 総会

### (構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 業務方法書の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 基本財産の処分
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

### (議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、

出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 基本財産の処分
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会で選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員配置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とし、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、理事のうち5名以内、監事のうち1名は、会員以外から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は会長及び副会長を補佐して、その業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

### (構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第27条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

### (招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは副会長が、副会長が同様の場合には、各理事が理事会を招集する。

### (議長)

第29条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこの任に当たる。

### (決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

### (財産の種類)

第32条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産を持って構成する。









